

登録がすすんでいます。6月で技能者6万1千が登録。事業者は1万5千で4月の2倍に。

## 大成建設社長室 次長が来訪、CCUSが政策基盤に！

### 大成建設本社社長室 次長が来訪

7月1日、大成建設本社社長室情報企画部コンサルティング室社員が来所、本部推進室担当が対応、実務的な説明をし、改めて7月4日には同室平賀次長ほか2人の担当が来訪。東京都連の長谷部書記次長と本部貸対担当、CCUS担当で対応しました。元請けとしてしっかりと技能者登録を推進したい、

ついては、2次以下で従事する技能者登録はどのように合理的に進めればいいのか、実務的な意見交換をしたい、との主旨でした。建設国保適用除外や労災特別加入など建設業特有の書類上の注意点を説明。今後とも情報交換しながら推進しましょう、と話し合い、とくに、今後つくられる技能評価制度のレベル2が公共工事設計労務単価にみあう賃金設定となっていくよう協力を求めました。

### 幹部学校「CCUSと技能評価」

6月23日、幹部学校第4分科会は63人が参加。建設業振興基金東氏が「CCUS構築と政策展開、利用方法」、全建総連小倉技対部長が「技能評価制度づくりの現状」を報告。また、本

部佐藤・渡辺両副委員長が現場運用経験、認定登録機関となった狛江支部や組合員拡大でCCUSが対話となった荒川支部の経験も報告されました。

「地場の元請企業が登録を予定していないので、下請けは就業蓄積ができない」「CCUSは進めるべきだが、今利用している現場管理システムと、新たにCCUSの2つのシステムを導入するので費用がかさむ」「複数の職種の仕事をしている、技能評価はどうなるのか」など、推進する立場からの質問がありました。

「業界団体や地域で登録の周知を徹底したい」「CCUSと他のシステムの両立をはかりたい」「多能工の技能評価制度づくりは検討課題になっている」などの回答があり、全建総連小倉技対部長は、「町場でこそ利用価値のあるシステムだ」と説明されました。最後に、渡辺副委員長が「建設産業の処遇改善・人材確保育成のためには町場での普及がカギだ、全支部での登録を進めよう」と訴えました。

### 登録が加速的に進んでいます

6月末の登録累積件数は、全国で技能者61969件(4月末29753件)、事業者15871件(同10998件)。東京では技能者7244件(同

技能者のメリット	建設キャリアアップカード	
モチベーションUP！	アピール力UP！	やりがいUP！
経験や技能に応じた処遇	取引先や顧客に技能PR	キャリアパスの「見える化」
..... 経験や技能が客観的に示され、処遇改善につながります。	..... カードの色で自分自身の技能レベルを正しく提示できます。	..... キャリアアップに必要な経験や技能が明確になるので、目標を立てやすくやりがいにつながります。

3465件)、事業者2795件(同2005件)で、4月の登録件数にたいして事業者は約2倍、技能者は約4割と加速度的に伸びています。しかし、330万人の全技能者を5年で登録するためには、一層の取り組みが不可欠です。

## 未登録は不利益となる政策が！

幹部学校では、登録しないことで不利益が生じる可能性があり、CCUSの周知は組合と役員の本務であることが明らかとなりました。

### ①能力評価制度はCCUS登録が前提

賃金との連動をめざしますが、当初は経験と資格だけの簡易判定で、企業の賃金制度の補完とさせることから始まる。しかし、登録しないと評価もできません。

#### 経験は、5年間は例外措置で評価証明

登録した時からの経験に加え、今年から5年間は、これまでの経験を事業主証明で加えることが可能とされました。5年間後に登録した場合は、そこから経験年数となり、評価を受けるときに不利となる。様々な例外措置が受けられる5年間のうちに早く登録することが大切。

### ②ゼネコン・大手で未登録は排除が広がる

日建連は、5年までに協力業者はすべて登録していただく、としています。大成建設や鹿島などはそれを待たずに未登録会社をなくす、としています。

登録していないと受注できない状況となる可能性があります。

### ③国交省は施策基盤とすることが想定

建設業は数十年に一度の産業構造の変革期(「激動の時代」)に突入し、国交省はCCUSを産業施策の基盤(土台)としていきます。

#### 公共工事設計労務単価の調査がレベル別に

評価を受けた技能者をレベル別に賃金調査し、政策化を早期にすすめるとしています。

#### 社保加入が建設業許可の要件、CCUSも

6月5日に改正建設業法が成立、社保加入が建設業許可要件となりました。

さらにCCUSが規定され許可の新規・更新で義務化の可能性が広がります。

### 経営事項の審査で加点か

CCUS登録業者には審査で加点も検討。

### 施工管理技士や許可経験はCCUSのみへ

技術検定(施工管理技士)や許可の実務経験はCCUSの経験のみ有効とする方向です。

### レベル3・4の技能者を一人親方とする方向

国交省・厚労省・建設団体等が出席の「社保加入推進処遇改善連絡協議会」(5/15開催)は、レベル1・2=10~20代の一人親方が従事する企業への指導強化、従業員の社保加入促進事業者を評価する企業の「見える化」=評価制度づくりをめざすとしています。

### 業界団体に加入する企業を評価

企業評価では、評価制度を実施する専門工事業団体(全建総連を含む)に加入していると加点される仕組みになる予定です。

### 中期的に給与は月給制へ

4月の改正入管法で外国人「特定技能」はCCUSの登録と月給制を義務化。技能実習、就労者受入事業も7月5日に告示があり新たな受入れはCCUS登録が義務化されました。

### ④登録が補助金・助成金の要件化へ

働き方改革関連法にそった就業規則(36協定)が要件である厚労省の事業者向け補助・助成金制度は、今後CCUS登録が要件化されると想定されます。

### ⑤普及につれ、登録した技能者だけ認める

CCUSが広がることで行政や住民が、CCUS登録者を信用し、自称〇〇や偽名偽装不適格業者と見分けるために登録しているかを確認するようになっていきます。私たちは顧客や取引先に技能のPRに活用可能です。

組合でレベル4の各職技能者が〇人いる、組合に加入すればレベルアップに役立つというような技能者集団としてのアピール活用も可能となり、CCUSは組合運動にもプラスになります。

CCUSは息の長い取り組みであり、将来、技能者登録や事業者登録が遅かったことで不利益が生じる可能性があり得ることを、組合員へ周知する必要があります。

まずは、この5年間において本支部、各専門部が連携し、CCUSを基盤にした運動を組み立てていくことが必要となります。

